

下水道事業での排水枠取引制度 15年度も引き続き検討

国交省



国土交通省は、平成15年度も下水道事業での排出枠(量)取引制度を検討するために「下水道事業における排出枠取引制度検討委員会」を拡充し、15年度第1回目の委員会を15年12月9日に開催すると発表しました。

この検討会の14年度の検討結果では、東京湾流域の77下水処理場が排出量取引に参加すると想定しました。また、費用の安い処理方法をとっている高度処理場が余った排出枠を売却処理する一方で、費用の高い高度処理場が排出枠を購入するかわりに高度処理を行わないケースを仮定し、現在の計画と比較して最大10%程度の費用削減できるとの試算結果がはじき出されています。

15年度の検討ではこの14年度検討結果を踏まえ、以下のような課題に取り組む予定です。

- (1) 東京湾のほかに伊勢湾の事例を検証
- (2) 都道府県の協力を得て高度処理費用の推定を詳細化
- (3) 排出枠取引が東京湾の水質改善にもたらす効果も評価
- (4) 京都議定書の地球温暖化対策として導入されている京都メカニズムの考え方を水質汚濁負荷削減対策に適用し、下水道以外の施策の連携や効率的な負荷削減を追求

資料: 2003年12月8日付 EIC ネット

生活環境箇所 藤田 弥生

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

